



# 転入者・新卒者 就労支援奨励金のご案内



転入者・新卒者となってから  
企業に2年間勤務された方へ奨励金を交付します！

交付金額

町内の企業(事業所)  
に勤務する方

20 万円

町外の企業(事業所)  
に勤務する方

10 万円

事業名	転入者就労支援奨励金	新卒者就労支援奨励金
対象者	<p>下記を満たす転入者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入時において50歳以下であること</li> <li>・町外に1年以上居住した者で、転入後本町に居住し新たに住民登録していること</li> <li>・転入後1年以内に企業に正規雇用されていること、又は転入時において既に企業に正規雇用されていること</li> </ul>	<p>下記を満たす新卒就労者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業後、1年以内に企業に正規雇用されていること</li> <li>・学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める中学校、高等学校、大学、高等専門学校等又はこれらに類するものと町長が認めた学校等を卒業していること</li> </ul>
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記対象者となってから、現在まで引き続き町内に居住し、本町に住民登録していること</li> <li>・上記対象者になってから、企業に2年以上正規雇用されていること</li> <li>・町税等の滞納がないこと</li> <li>・公務員、転勤者、外国人技能実習生又は特定技能1号の在留資格を有する外国人労働者でないこと</li> </ul>	
用語について	<p>企業……… 事業所若しくは店舗又は工場を有する法人</p> <p>正規雇用……… 雇用期間の定めがなく、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に規定する厚生年金、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に規定する労働者災害補償保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に規定する雇用保険を適用する雇用</p> <p>技能実習生……… 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)に規定する者</p> <p>特定技能1号……… 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項(同項下欄に掲げる1号の区分に限る。)の在留資格をもって在留する者</p> <p>町税等……… 町税、保育料、水道使用料及び町営住宅使用料</p>	

- 各奨励金の申請期限は、交付要件を満たしてから1年以内です。
- 裏面のフローチャートを利用して、対象者であるかをご確認ください。
- 転入者にも新卒就労者にも該当する場合は、転入者就労支援奨励金を申請してください。

## 【お問合せ】

さつま町役場 さつまPR課 移住定住係

TEL 0996-26-1823 (直通) FAX 0996-52-3514

E-mail pr-teijyuu@satsuma-net.jp



転入者  
就労支援奨励金



新卒者  
就労支援奨励金

補助金の詳細な内容や申請様式は、町ホームページにも掲載しております。